

令和6年度
越谷市立病院運営審議会

令和6年(2024年)4月17日(水)

～ 市立病院 西棟3階 第1・2・3会議室 ～

目 次

市立病院運営審議会委員名簿	1
越谷市立病院運営審議会条例	2
議事	3
1 越谷市立病院の紹介受診重点医療機関の公表及び選定療養費の 改定について（諮問事項）	3

市立病院運営審議会委嘱者名簿

令和4年10月10日から令和6年10月9日まで（敬称略、順不同）

No.	氏名	選出区分	選出団体	備考
1	ハラ スナオ 原 直	第1号委員 (医師代表)	市医師会	ハラクリニック
2	オオコシ キョウジ 大越 恭二	〃	〃	大越医院
3	サメジマ ヒロタケ 鮫島 弘武	〃	〃	さめしま整形外科
4	マツダ シゲソウ 松田 繁三	〃	〃	松田整形外科
5	オオズ ヒロユキ 大塚 弘之	〃	〃	小尾医院
6	ナカムラ マサヒロ 中村 昌弘	〃	〃	新越谷アイクリニック
7	ヤマグチ フンペイ 山口 文平	〃	〃	山口醫院
8	アマクサ タイリク 天草 大陸	〃	〃	リハビリテーション天草病院
9	イチカワ ジュンジ 市川 純二	〃	〃	市川胃腸科外科病院
10	フカイ アキラ 深井 晃	第2号委員 (受益者)	市自治会連合会	
11	ヤスカワ サキ 安川 沙樹	〃	市PTA連合会	
12	ナカジマ ミサブロウ 中島 美三郎	〃	越谷商工会議所	
13	カネムネ ミユキ 兼宗 美幸	〃	埼玉県立大学	
14	アオキ マサコ 青木 真佐子	〃	市介護保険サービス事業者連絡協議会	
15	ナカムラ ユキヒロ 中村 幸弘	〃	市薬剤師会	
16	トバリ ジュンコ 戸張 純子	〃	市農業協同組合	
17	ヒライ タケン 平井 文司	〃	市歯科医師会	平井歯科クリニック
18	ヨシノ フサコ 吉野 房子	〃	市民生委員・児童委員協議会	

○越谷市立病院運営審議会条例

昭和50年12月24日

条例第48号

改正 平成12年4月11日条例第30号

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、越谷市立病院運営審議会の設置、組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 市長の諮問に応じ、市立病院の管理運営に関する基本計画の策定及び実施に関し、必要な調査、研究及び審議を行わせるため、越谷市立病院運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第3条 審議会は、委員18人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 医師を代表する者 9人以内

(2) 受益者 9人以内

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を各1名置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、次の場合においてその都度開催する。

(1) 市長の諮問があつたとき。

(2) 建議のため委員の3分の1以上の委員より審議会の開催要求があつたとき。

3 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、市立病院事務部庶務課において所掌する。

(雑則)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が審議会にはかつて別に定める。

附 則

この条例は、昭和51年1月1日から施行する。

附 則（平成12年条例第30号）抄

この条例は、公布の日から施行する。

1 越谷市立病院の紹介受診重点医療機関の公表及び選定療養費の改定について

(諮問事項)

1) 紹介受診重点医療機関として公表されることについて

当院では第六期中期経営計画（令和4年度～令和6年度）で「地域医療支援病院」の取得（埼玉県知事の承認）を掲げている。また、令和4年7月の越谷市立病院審議会において、「地域医療支援病院」の取得が要望された。

しかしながら、「地域医療支援病院」要件の1つである紹介率の基準を満たせない状況にある。

そのような中、令和4年度の診療報酬改定において「地域医療支援病院」と同様の目的を持ち、要件が緩和された紹介受診重点医療機関という制度が新設された。

その内容について検討した結果、紹介受診重点医療機関として公表されることとしたい（埼玉県と調整中）と考えている。

紹介受診重点医療機関とは…

- 手術・処置や化学療法などを必要とする外来を提供する。
- 放射線治療などの高額な医療機器・設備を必要とする外来も行う。
- 外来機能の明確化と「かかりつけ医」連携の強化が図れる
 - ➡患者はまず地域の「かかりつけ医機能を担う医療機関」を受診し、必要に応じて紹介を受けて紹介受診重点医療機関を受診する。この流れにより、患者の適切な診療を円滑に行うことができる。

2) 選定療養費の改定について

① 改定理由

紹介受診重点医療機関として公表されると、紹介状がなく当院を受診する初診の患者や再診となる患者に対し、国が定めた基準をふまえた選定療養費の設定（初診7,000円以上、再診3,000円以上）が必要になる。

この基準に基づき、選定療養費の改定を行うこととしたい。

② 改定内容（案）

区分	現行※	改定後	増額
初診時	4,950円	7,700円 国基準7,000円+消費税10%	+2,750円
再診時		3,300円 国基準3,000円+消費税10%	+3,300円

※ 越谷市立病院では、地域医療機関との機能分化を目的に、平成15年10月に初診時選定療養費（1,500円）の導入後、平成31年1月から2,900円、令和3年1月から3,900円とした。その後、令和4年7月の越谷市立病院運営審議会の答申をふまえ、令和5年1月から4,950円としている。

③ 施行日

令和6年（2024年）10月1日

※紹介受診重点医療機関として公表されてから、猶予期間（経過措置）あり

《参考》

① 紹介受診重点医療機関とは…

外来に占める「医療資源を重点的に活用する外来」の割合が初診 40%以上、再診 25%以上の医療機関を言う。

令和3年の医療法の改正により、紹介患者への外来を基本とする新たな医療機関として新設され、紹介受診重点医療機関では、紹介状なしで受診した場合、選定療養費として定額負担の徴収が義務化された。

令和4年度から外来機能報告制度が導入され、紹介受診重点医療機関の意向の有無が都道府県への報告事項の一つとされた。都道府県は意向を踏まえ、「地域における協議の場」において、協議が整った場合医療機関を公表するしくみとなっている。公表により新たな診療報酬加算などによる増収が期待できる。

② 地域医療支援病院とは…

地域の病院・診療所からより詳しい検査や専門的な医療が必要と紹介された患者に対し適切な医療を提供することを目的に県知事の承認を受けた病院を言う。また、24時間体制による救急医療の提供、地域の医療機関と連携をとり、病院の施設・設備を共同で利用できる体制、地域の医療従事者の質向上を図るための研修を行うなど、地域医療の中核を担う役割がある。

紹介率 65%かつ逆紹介率 40%以上が要件の一つとして求められ、承認を受けると紹介受診重点医療機関よりも医療機関別係数などの数値が高くなるなど増収が図れる。

選定療養費に係る近隣の公立病院の状況

2024.4.1 現在

病院名	病床数	初診料	再診料	備考
さいたま市立病院	637 床	7,700 円	3,300 円	地域医療支援病院(R4.10) 紹介受診重点医療機関(R5.8)
川口市立医療センター	510 床	7,700 円	3,300 円	地域医療支援病院(R4.10) 紹介受診重点医療機関(R5.8)
草加市立病院	380 床	2,750 円	—	紹介受診重点医療機関(R6.4)
春日部市立医療センター	363 床	7,700 円	3,300 円	紹介受診重点医療機関(R5.8)

- ・さいたま市立病院および川口市立医療センターは、令和 4 年 10 月に地域医療支援病院として承認され令和 5 年 8 月に紹介受診重点医療機関として公表
- ・春日部市立医療センターは令和 6 年 2 月から選定療養費の徴収を開始したが、それまでは選定療養費の徴収はしていなかった。
- ・草加市立病院は、紹介受診重点医療機関として令和 6 年 4 月に公表
選定療養費については令和 6 年 10 月から徴収予定

○越谷市立病院の診療費等に関する条例

昭和50年12月24日条例第49号

(目的)

第1条 この条例は、越谷市立病院（以下「病院」という。）の診療費その他の費用（以下「診療費等」という。）及びその徴収について、必要な事項を定めることを目的とする。

(診療費等)

第2条 診療を受ける者（以下「受診者」という。）又は病院を利用する者（以下「利用者」という。）は、次の各号に定めるところにより、診療を受け、又は利用した際、診療費等を納付しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、別に指定する納期限までに納付することができる。

(1) 診療費 診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）及び入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第99号）（以下これらを「診療報酬算定方法等」という。）により算定した額

(2) 健康診断料（乳児検診及び妊娠検診を含む。） 診療報酬算定方法等に基づく初診料の点数とし、1点の単価を15円とした額

(3) エックス線撮影その他の検査料 診療報酬算定方法等に基づく点数とし、1点の単価を15円とした額

(4) 死体検案料 1件につき6,500円

(5) 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）又はこれに相当する法律の適用を受ける者の診療に要した費用 労働基準局長が指示した額

(6) 自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）の適用を受ける者の診療に要した費用 労働基準局長が指示した額

(7) 自費による受診者の診療に要した費用 診療報酬算定方法等に基づく点数等とし、点数の場合は1点の単価を20円とした額

(8) 特別病室を使用した場合の室料差額 使用した特別病室の種別に応じ、別表第1に定める額

(9) 厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成18年厚生労働省告示第495号）第2条第4号に規定する初診に要する額 4,950円

(10) セカンドオピニオン相談（他の医療機関において診療を受けている者又はその家族等が、当該診療について主治医以外の医師から意見、説明等を聴くために行う相談をいう。）に係る費用 1回につき相談時間30分以内は11,000円、30分を超えるときは11,000円に30分（30分に満たないときは、30分とする。）ごとに5,500円を加算した額

(11) 市長が別に定める駐車場を使用した場合の使用料 別表第2に定める額

(12) 診療上特に費用を要するもの 実費

(診断書等の手数料)

第3条 診断書その他の文書（以下「診断書等」という。）の交付を受けよ

うとする者は、診断書等の交付を受ける際に別表第3に定める手数料を納付しなければならない。

(診療費等の納期の延長)

第4条 受診者若しくは利用者又はその扶養義務者の生活状態その他特別の事情により、市長が特に必要があると認めるときは、診療費等の納期を延長することができる。

(診療費等の減免)

第5条 前条の規定に該当する者で、市長が特に必要があると認めるときは、診療費等を減免することができる。

(診療費等に係る債権の放棄)

第6条 市長は、診療費等に係る債権で消滅時効が完成したものを放棄することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1 (第2条関係)

種別	金額 (1日につき)	
	市内に住所を有する者	市外に住所を有する者
特別病室A	15,000円	22,000円
特別病室B	7,500円	11,000円
特別病室C	5,000円	7,250円

別表第2 (第2条関係)

区分	駐車場使用料
外来受診者	無料
上記以外の者	1台につき1時間以内は無料とし、1時間を超え30分(30分に満たないときは、30分とする。)ごとに100円

別表第3 (第3条関係)

種別	金額 (1通につき)	
	市内に住所を有する者	市外に住所を有する者
普通診断書	1,500円	2,000円
特別診断書	3,500円	4,500円
死亡診断書	1,500円	2,000円
特別死亡診断書	3,500円	4,500円
諸証明書	1,500円	2,000円

越谷市立病院の紹介受診重点医療機関の公表及び選定療養費の改定について

令和6年度 越谷市立病院運営審議会 資料
令和6年4月17日

市立病院の抱える問題点

【諮問事項】

- 外来患者の待ち時間が長い
- 救急や紹介患者の受入率が低い
- 医師の働き方改革に伴い勤務医の外来診療の負担軽減を図る必要がある

■紹介受診重点医療機関として公表されることについて

「越谷市立病院 第6期中期経営計画（令和4年度～令和6年度）」

収益確保対策の1つに「地域医療支援病院」承認取得（埼玉県知事の承認）を掲げている
⇒要件の1つである紹介率の基準を満たしておらず（令和5年度）、取得が難しい状況

令和4年度 国の医療制度見直しにより **紹介受診重点医療機関** 制度が新設された

紹介受診重点医療機関とは

医療資源を重点的に活用する外来（重点外来）を地域で基幹的に担う医療機関

- 悪性腫瘍手術のための入院の前後の外来
 - 化学療法や放射線治療など、高額な医療機器・設備を必要とする外来 など
- ※紹介状なしで受診した場合は、「特別の料金」（選定療養費）が原則必要

制度新設の背景

課題 一部の医療機関に外来患者が集中し、患者の待ち時間や勤務医の外来負担等

地域の外来機能の明確化（外来医療に係る病院及び診療所の機能の分化）・連携の推進

患者の流れの円滑化

①患者はまず地域の医療機関を受診



②必要に応じ、紹介を受けて紹介受診重点医療機関を受診

③状態が落ち着いたら逆紹介を受けて地域に戻る



紹介受診重点医療機関

期待される効果 市立病院の抱える問題点の解決

越谷市立病院も**紹介受診重点医療機関**として公表されるため、県と調整中

年間およそ5,000万円の増収見込（医療機関別係数の加算・診療報酬上の加算）

■重点外来の基準と越谷市立病院の状況

重点外来の割合 *初診・再診とも基準を満たす必要	基準	越谷市立病院 (令和4年度実績)
初診の外来件数のうち 重点外来の占める割合	40%以上	54.4%
再診の外来件数のうち 重点外来の占める割合	25%以上	24.3%
※参考：上記の基準を満たせない場合(令和4年7月1日から令和5年3月31日の9か月間)		
紹介率	50%以上	59.9%
逆紹介率	40%以上	58.3%

■選定療養費の改定

従前

200床以上の病院として選定療養費（任意の金額）を設定
現行（令和5年1月1日改定）初診時選定療養費4,950円

（参考）初診時選定療養費の推移

平成15年（2003年）10月1日	1,500円
平成31年（2019年）1月1日	2,900円
令和3年（2021年）1月1日	3,900円
令和5年（2023年）1月1日	4,950円

今後

国が定める**紹介受診重点医療機関**の選定療養費の基準
“初診時7,000円以上・再診時3,000円以上”とする必要

選定療養費の改定 → 「越谷市立病院の診療費等に関する条例改正」6月定例会に上程

	初診時選定療養費	再診時選定療養費 病状が安定し、当院から他の医療機関への紹介を申し出た後も、当院での診療を引続き希望する場合
現行（令和5年1月1日）	4,950円	なし
改定案	7,700円 国基準7,000円+税	3,300円 国基準3,000円+税
現行との差額	+2,750円	+3,300円

（参考）近隣公立病院の選定療養費

病院名	初診時	再診時	紹介受診重点医療機関
さいたま市立病院	7,700円	3,300円	令和5年8月1日公表
川口市立医療センター	7,700円	3,300円	
春日部市立医療センター	7,700円	3,300円	
草加市立病院	2,750円	-	令和6年4月1日公表

■公表・改定までの流れ

時期	内容
令和6年6月	定例会に「選定療養費改定」議案上程
7月	可決後、埼玉県が「紹介受診重点医療機関」の公表
7月～9月	市民等への周知期間
10月1日	選定療養費の改定（条例施行）